

有機合成化学協会・代議員選挙立候補者受付のお知らせ

代議員規程第4条に基づき、代議員の立候補を受け付けます。立候補される方は、5月31日までに代議員選挙管理委員会事務局（本会事務局）まで書面でお申し込み下さい。詳細は下記の代議員選任規程をご参照下さい。

代議員選任規程

（総則）

第1条 代議員の選任は定款および本規程の定めるところによる。

第2条 代議員の選任は、立候補者および支部推薦候補者を合わせた公認代議員候補者の中から普通会員の選挙により決定する。

（代議員の定数）

第3条 代議員の定数は、90人以上100人以内とする。

（代議員選挙への立候補）

第4条 本会の普通会員（個人会員または法人会員及び団体会員の代表者）は代議員候補者として立候補することができる。

2 本会は選挙年度に協会誌において立候補の受付を掲載し、立候補者を募る。

3 立候補希望者は5月末までに選挙管理委員会へ立候補を届ける。

4 選挙管理委員長は立候補者の所属支部長へその旨、報告する。

（候補者の支部推薦数）

第5条 代議員候補者には、支部推薦数を設ける。

2 支部推薦数は、支部推薦総数を代議員選挙実施年度の4月1日において各支部に在籍する普通会員数に比例配分して算出する。

3 支部推薦総数は、選挙年ごとに代議員定数を考慮し選挙管理委員長が定める。

4 普通会員の在籍する支部は、個人会員にあっては本会に届け出た自宅住所に、また法人会員及び団体会員にあっては会員代表者の登録住所によるものとする。

（代議員候補者推薦委員会の設置）

第6条 各支部長は支部内に代議員候補者推薦委員会を設置し、委員長および委員の氏名および所属を選挙実施年度の5月末までに会長に報告する。

（代議員候補者の推薦と公認）

第7条 代議員候補者推薦委員会は支部推薦数の代議員候補者（以下、候補者と略す）を支部に在籍する普通会員の中から選考し、選挙実施年度の8月末までに選挙管理委員長に推薦するものとする。

2 選挙管理委員長は選挙管理委員会を開催し、立候補または推薦のあった候補者を確認のうえ公認候補者とする。

（代議員の選出）

第8条 代議員は、公認候補者の中から2年おきに実施する普通会員による選挙により選出する。

2 普通会員（個人会員または法人会員及び団体会員の代表者）は、在籍する支部によらず、全ての候補者について、選挙することができる。

3 選挙は、公認候補者リストの中から不信任者をチェックすることにより行う。選挙実施年度の4月1日における有権者総数から公認候補者の不信任票数を差し引いた値をその公認候補者の信任投票数とする。信任票数が選挙実施年度の4月1日における有権者総数の2分の1以上の候補者は、代議員に選出されたものとする。

4 前項にもかかわらず、選挙により前項を満たす候補者数が代議員定数を上まわった場合は、候補者の内から不信任票の多い順に落選とし、定数上限以内の候補者を代議員として選出する。

（選挙の管理）

第9条 代議員の選挙管理は、会長が任命する委員長1名と委員4名で構成する選挙管理委員会が、理事会から独立してこれを行う。

（代議員の選任）

第10条 選挙管理委員会委員長による選挙結果の会長への報告をもって、代議員選挙は終了し、選出された公認候補者が代議員に選任されたものとする。

（代議員の補欠）

第11条 次の代議員選挙までの間において、代議員数が代議員定数を欠けた場合は補欠選挙を行うことができる。

（代議員の任期）

第12条 代議員の任期は、選挙終了のときから、翌々年度の選挙終了のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附則）

第13条 本規程は、平成23年1月28日より施行する。

（平成23年2月18日 2011年度通常総会制定議決）

（平成27年1月29日 平成27年1月度理事会改正）